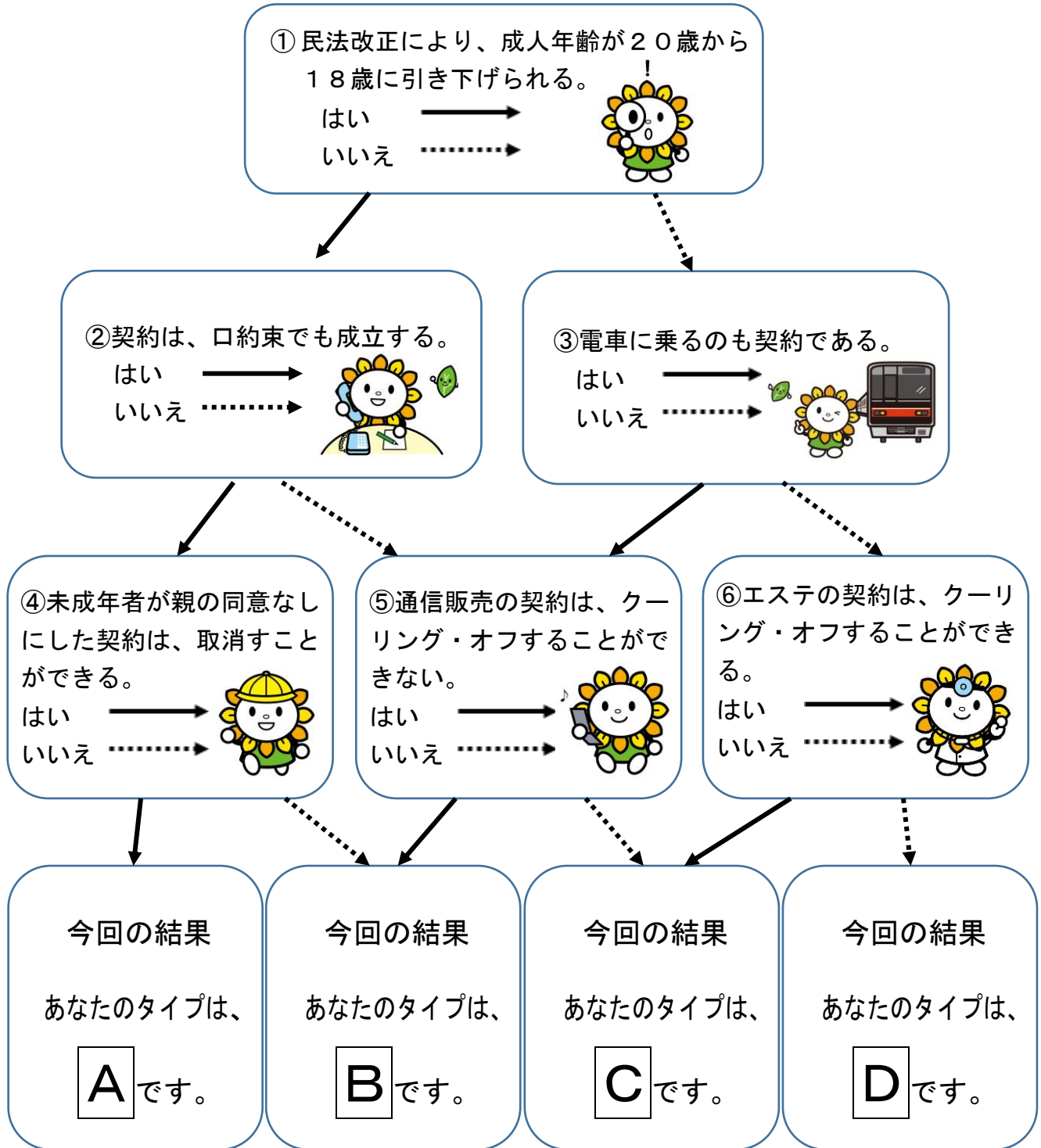


# 消費生活チェックシート



これは、皆さんの消費生活の知識を確認するクイズシートです。  
次の質問に対して、【はい】又は【いいえ】を選択し、下まで進んでください。


ここから、START！！



※ 裏面に各タイプの説明と、各問題の解説を記載していますので、確認してください。




今回の設問の解答は、すべて「はい」が正解です。

○タイプAのかた 


すごい!! 全問正解です。消費生活についてよく理解できています。今回通らなかった問題にもぜひチャレンジして、消費生活の知識を更に高めましょう。

○タイプBのかた 

おいしい! 3問正解です。基本的な知識は理解できています。間違えた問題はどれかな? 「各問題の解説」を読んで確認してみてね。ご家族とも話し合ってみよう。

○タイプCのかた 

もうちょっと。2問正解です。知らないと損したり、トラブルに巻き込まれることもあるかも! 「各問題の解説」を読んで、消費生活の知識を更に深めましょう。

○タイプDのかた 

残念。このままだと危ないよ!! これをきっかけに消費生活について考えてみましょう。まずは「各問題の解説」を読んで理解を深めましょう。



### ～各問題の解説～

- ① 法律改正により、令和4年4月1日からは18歳の誕生日を迎えた日に成人になります。ただし、平成14年4月1日以前に生まれたかたは20歳の誕生日に成人になり、平成14年4月2日～平成16年4月1日に生まれたかたは令和4年4月1日に成人になります。
- ② 契約は、お互いの合意によって成立します。契約書などの書類がなくても「これください」「はい。了承しました。」で契約成立です。
- ③ 電車に乗ることは、利用者と鉄道会社との旅客運送契約です。利用者は希望する区間の運賃を支払い、鉄道会社は運賃に見合った距離の運行サービスを提供します。
- ④ 法定代理人(親権者)の同意を得ていない未成年者の契約は、取り消すことができます。なお、詐術(未成年者が、成年者であると嘘をつくこと)を用いた場合などは、取り消すことができない場合もあります。
- ⑤ 通信販売とは、電話、スマホ、パソコンなどの機器を使い、業者に申し込む方法を言います。通信販売には、クーリング・オフ(無条件で解除ができる)制度が適用されません。ただし、返品特約や契約規約に従って返品または契約解除できる場合があります。
- ⑥ エステの契約は、一定の条件のもと、8日間のクーリング・オフが設けられています。安易に契約を行わず、契約の際には内容を十分に注意しましょう。8日間を過ぎてしまっても中途解約ができる場合があるので相談しましょう。

消費生活について困った時は、尾張旭市消費生活センターにお気軽にご相談ください。

TEL:0561-76-8185 開設日(月・水・金:午前9時～正午、火・木:午後1時～4時)